

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11

氏名 株式会社リスト  
代表取締役 遠藤 重雄〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和元年 5月 8日

八王子市長 石森 孝志

## 記

- |                |                               |         |
|----------------|-------------------------------|---------|
| 1 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物<br>厨芥、木くず、紙くず、繊維くず   | (以上4種類) |
| 2 収集・運搬の区別     | 収集・運搬（積替え保管を除く）               |         |
| 3 運搬先          | 事業系一般廃棄物<br>戸吹清掃工場            |         |
| 4 作業場所         | 八王子市域内                        |         |
| 5 許可の有効期間      | 令和元年 6月 1日から<br>令和 3年 5月31日まで | (裏面あり)  |

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。
- (5) 「1 取り扱う一般廃棄物の種類」を「3 運搬先」以外に搬入しないこと。

(以下余白)

変更事項

変更年月日及び番号	件名	変更内容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

- 1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2. この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3. 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合には処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。